公示

「広域・大規模生産に対応する業務・加工用作物品種の開発」 に係る委託先の公募について

農林水産省農林水産技術会議事務局は、平成26年度から実施予定の委託プロジェクト研究「広域・大規模生産に対応する業務・加工用作物品種の開発」について、委託プロジェクト研究の実施を希望する研究機関等を一般に広く募ることにいたしました。研究の実施(公募課題の受託)を希望される方は、下記に従って提案書を提出してください。

なお、本公募は、平成26年度予算政府案に基づき行っているため、予算成立が前提 となります。今後、予算成立までの過程で内容等に変更等があり得ることをあらかじめ 御承知おきください。

記

1 事業概要

(1) 事業内容

農業競争力の強化を図るためには、マーケット・インの発想で「強み」のある農産物を次々と創出することが不可欠であり、品種開発についても、変化する実需者や生産者のニーズに的確に対応することが求められています。このため、研究者・実需者・生産者等が連携を取りながら品種開発を進める育種体制を構築し、ニーズに適した品種・生産技術等を開発することが必要です。

そこで本事業では、業務・加工用作物の品種等の開発を強化するための課題を実施します。

- ① 実需者等のニーズに応じた超多収良食味業務用及び超多収加工用水稲品種等の開発
- ② 実需者等のニーズに応じた加工適性と広域適応性を持つ小麦・大麦品種等の 開発
- ③ 実需者等のニーズに応じた加工適性と広域適応性を持つ大豆品種等の開発
- ④ 実需者等のニーズに応じた加工適性を持つ野菜品種等の開発
- ⑤ 実需者等のニーズに応じた加工適性を持つ果樹品種等の開発

(2) 公募研究課題別の研究開発内容

ア 「実需者等のニーズに応じた超多収良食味業務用及び超多収加工用水稲品種 等の開発」

(研究内容)

水稲品種「あきだわら」のような多収性とコシヒカリ並の食味を併せ持つ業務 用品種や実需者等のニーズに適した加工適性を持つ超多収加工用品種(米粉用を除 く。)及びそれらの品種に応じた栽培技術の開発を行います。

(研究実施期間(予定))

平成26年度~平成30年度(5年間)

(平成26年度の委託研究経費限度額)

42,429千円

イ 「実需者等のニーズに応じた加工適性と広域適応性を持つ小麦・大麦品種等

の開発し

(研究内容)

パン・中華麺用などの実需者等のニーズに適した加工適性を有し、かつ、収量・品質の高位安定化が可能で広域適応性を併せ持つ小麦・大麦品種及びそれらの品種に応じた栽培技術の開発を行います。また、高付加価値な製品の素材となる小麦・大麦品種及びそれらの品種に応じた栽培技術の開発を行います。

(研究実施期間(予定))

平成26年度~平成30年度(5年間)

(平成26年度の委託研究経費限度額)

61,242千円

ウ 「実需者等のニーズに応じた加工適性と広域適応性を持つ大豆品種等の開発」 (研究内容)

豆腐用などの実需者等のニーズに適した加工適性と大規模生産が可能となる広域適応性を併せ持つ大豆品種及びそれらの品種に応じた栽培技術の開発を行います。また、実需者等のニーズに適したそば品種及びそれらの品種に応じた栽培技術の開発を行います。

(研究実施期間(予定))

平成26年度~平成30年度(5年間)

(平成26年度の委託研究経費限度額)

74,755千円

エ 「実需者等のニーズに応じた加工適性を持つ野菜品種等の開発」 (研究内容)

業務・加工用に適したタマネギ、ネギ、キャベツの品種及びそれらの品種に応じた栽培技術の開発を行うとともに、業務・加工用として需要の高い野菜について、輪作体系の構築など安定生産に向けた栽培体系を確立します。

(研究実施期間(予定))

平成26年度~平成30年度(5年間)

(平成26年度の委託研究経費限度額)

46,766千円

オ 「実需者等のニーズに応じた加工適性を持つ果樹品種等の開発」 (研究内容)

かんきつ類及びりんごについて、カットフルーツ向きなどの加工適性に優れた 実需者等のニーズに応じた果樹品種を開発するとともに、主要果樹について安定 生産・加工・鮮度保持技術を開発します。

(研究実施期間(予定))

平成26年度~平成30年度(5年間)

(平成26年度の委託研究経費限度額)

29,29千円

(3)委託件数

公募研究課題ごとに、原則としてそれぞれ1件とします。

- (4) 研究グループ (コンソーシアム) の構成について
 - ① 実需者及び生産者の参画について

実需者等のニーズに的確に対応した品種等を開発する観点から、実需者注1及び 生産者注2をそれぞれ1者以上参画注3させてください。

また、応募要領別紙 8 に示す提案書 2-2 研究実施体制図には、実需者ニーズや生産者ニーズを反映できるよう、参画した実需者や生産者の役割を明確にし、品種開発を行う研究者にニーズを伝えられる体制となっていることが分かるように記載してください。

- 注1:ここでいう「実需者」とは、対象とする農産物を原料として使用する加工業者等に限らず、その加工品を原料として使用する飲食料品提供業者、対象とする農産物や加工品を扱う卸売業者や小売業者など、開発しようとする品種の「食材」として求められる加工、調理、流通上のニーズを適切に品種開発を行う研究者に伝えることができる能力を有する者をいいます。
- 注2:ここでいう「生産者」とは、対象とする農産物を栽培している生産者や 法人の代表者等に限らず、生産者が組織する団体や種苗会社など、開発し ようとする品種の「作物」として求められる栽培上のニーズを適切に品種 開発を行う研究者に伝えることができる能力を有する者をいいます。
- 注3:ここでいう「参画」とは、例えば、実需者であれば加工適性の評価試験を行ったり、生産者であれば栽培試験を行ったりと、研究の一端を担っていただくことが望ましいと考えているが、研究計画の策定や試験結果の評価等の検討に参画することでも構いません。
- ② 普及・実用化支援組織の参画等について

研究成果を生産現場等へ迅速に普及・実用化させる観点から、研究グループに、都道府県普及指導センター、民間企業、協同組合等の機関(以下「普及・ 実用化支援組織」という。)を参画させてください。

なお、中核機関や協同研究機関に普及・実用化の活動を行う組織・部署を有している場合は、それを「普及・実用化支援組織」として位置付けて問題ありません。また、上記①の実需者又は生産者を兼ねることができます。

2 応募について

(1) 応募者の資格要件(単独での応募及び複数機関による応募の両方に共通)

委託プロジェクト研究課題には単独で応募することも、複数の研究機関等からなる研究グループで応募することもできます。グループとして応募する場合には、グループ構成員の中から「代表機関」を選定していただきます。

応募者(単独で応募した場合はその者、グループとして応募する場合は代表機関)は、次の①から⑥までの要件を満たす必要があります。

- ① 民間企業、技術研究組合、公益又は一般法人、独立行政法人、大学、地方公共 団体、NPO 法人、協同組合等の法人格を有する研究機関等(※)であること。
 - ※ 研究機関等とは、国内に設置された法人格を有する者であって、以下の2つ の条件を満たす機関を指します。
 - A 研究開発(企画調整を含む。)を行うための研究体制、研究員、設備等を有すること。
 - B 知的財産等に係る事務管理等を行う能力・体制を有すること。
- ② 平成25・26・27年度農林水産省競争参加資格(全省庁統一資格)の「役務の提供等(調査・研究)」の区分の有資格者であること。(提案書提出時に競争参加資格のない者は、公募課題に係る審査委員会の開催(平成26年3月中旬を

予定)までに競争参加資格の申請を行うとともに、契約(平成26年4月上旬を 予定)までに競争参加資格を取得してください。資格が取得できなかった場合は、 採択が取消しになります。なお、地方公共団体においては資格審査申請の必要は ありません。)

- ③ 委託契約の締結に当たっては、事務局から提示する委託契約書に合意できること。
- ④ 原則として、日本国内の研究開発拠点において研究を実施すること。ただし、 国外機関が有する特別な研究開発能力、研究施設等の活用又は国際標準獲得の観 点から必要と認められる場合は、この限りではありません。
- ⑤ 応募者が受託しようとする公募課題について、研究の企画・立案及び進行管理 を行う能力・体制を有すること。具体的には以下の能力・体制を有していること。
 - ・国との委託契約を締結できる能力・体制
 - ・事業費の執行において、区分経理処理が行える会計の仕組み、経理責任者の 設置や複数の者による経費執行状況確認等の適正な執行管理体制(体制整備 が確実である場合を含む。)
 - ・研究成果の普及、研究実施に係る連絡調整等、コーディネート業務を円滑に 行う能力・体制
- ⑥ 当該研究の実施計画の企画立案、実施、成果管理等を総括する代表者(以下「研究開発責任者」という。)を選定すること。
 - ※ 研究開発責任者は、次の要件を満たしていることが必要です。
 - A 原則として応募者に常勤的に所属しており、国内に在住していること
 - B 当該研究の遂行に際し、必要かつ十分な時間が確保できること
 - C 当該研究の遂行に必要な高い研究上の見識及び当該研究全体の企画調整・ 進行管理能力を有していること

なお、長期出張により長期間研究が実施できない場合、又は人事異動、定年 退職等により応募者を離れることが見込まれる場合には、研究開発責任者にな ることを避けてください。

(2) 複数の研究機関等が研究グループを構成して研究を行う場合の要件

委託事業は直接採択方式であり、公募課題の一部又は全部を受託者が他の研究機 関等に再委託することはできません。

このため、複数の研究機関等が共同で公募課題を受託しようとする場合には、研究グループ (コンソーシアム)を構成し、次の要件を満たすとともに、参画する研究機関等それぞれの分担関係を明確にした上で、応募は研究グループの代表機関からしていただく必要があります。代表機関には、経理責任者を配置し委託契約の締結、資金管理等の事務的な業務も担っていただきます。

- ① 研究グループを組織して共同研究を行うことについて、グループに参加する全ての機関が同意していること。
- ② 研究グループと農林水産省が契約を締結するまでの間に、研究グループとして、実施予定の研究課題に関する規約を策定すること(規約方式)、研究グループ参加機関が相互に実施予定の研究課題に関する協定書を交わすこと(協定書方式)又は共同研究契約を締結することが確実であること(共同研究方式)。
- ③ 研究グループとして契約を締結する必要があるため、契約締結前に「随意契約 登録者名簿登録申請書」を提出すること。

また、研究グループの代表機関以外の研究グループ参加機関を「共同研究機関等」といいます。

※ 共同研究機関等は、次の要件を満たしていることが必要です。

A 当該研究の遂行に当たり、適切な管理運営を行う能力・体制を有していること。

B 研究又は関係機関との相互調整を円滑に実施できる能力・体制を有している こと。

採択後、契約締結までの間に、当該研究グループを構成する研究機関等に重大な変更等があった場合には、採択を取り消し、改めて委託先の選定を行うことがあります。

(3) 普及・実用化支援組織の参画

研究成果を生産現場等へ迅速に普及・実用化させる観点から、できる限り研究グループに、都道府県普及指導センター、民間企業、協同組合等の機関(以下「普及・実用化支援組織」という。)を参画させてください。

なお、研究機関等に普及・実用化の活動を行う組織・部署を有している場合は、 それを「普及・実用化支援組織」として位置付けて問題ありません。

提案書の「研究実施体制図」には、「普及・実用化支援組織」であることが分かるように記載してください。

- ※「普及・実用化支援組織」は、共同研究機関等のA及びBの要件に加え、次の 要件を満たしていることが必要です。
 - C 開発される技術等を生産現場等へ導入・普及させるための能力を有していること。
 - D 研究又は関係機関と生産現場等との相互調整を円滑に実施できる能力・体制を有していること。
 - E 普及に向けた課題解決に必要な助言・指導等ができること。

なお、生産現場等における実証試験を普及・実用化支援組織が担う場合は、以下の要件を追加します。

F 実証試験におけるデータの収集及び得られた知見を研究グループにフィードバックできる能力・体制を有していること。

(4) 応募方法

応募者は、「e-Rad」を利用して平成26年3月6日(木)17:00までに電子申請を行ってください。 e-Rad を利用した電子申請の詳細については、応募要領別紙7を御覧ください。

e-Rad を利用して応募するためには、あらかじめ研究機関等及び研究者情報の登録手続を行う必要があります。研究機関等及び研究者情報の登録には、通常でも1~2週間程度、混雑具合によってはそれ以上の期間を要する場合もあります。また、応募手続を期限直前に行うと、多数の応募が集中し、e-Rad の操作に支障が出る場合もありますので、応募は十分な時間的余裕を持って行ってください。

郵送、持参、FAX及び電子メールによる提出は受け付けることができませんので、 御注意ください。

3 説明会の開催

当該提案公募に係る内容、契約に係る手続、提案書類等について説明するため、以下のとおり説明会を開催します。説明会への出席は、義務ではありません。御希望の方は、機関ごとに応募要領別紙5の参加申込書に記入の上、説明会の開催前日の12時までにFAXにてお申し込みください(会場の都合により、1機関当たりの参加者数を制限させていただく場合があります。)。

- · 日 時:平成26年1月29日(水)10:00~12:00
- ・場 所:農林水産省農林水産技術会議委員室(本館6階ドアNo.678)

4 今後のスケジュール

- ○公募開始(公示) ----1月17日(金)
- ○公募説明会----1月29日(水)

- ○応募の締切り-----3月6日(木)17:00
- ○委託先の決定----3月中
- ○委託契約の締結----予算成立後

5 問合せ先

本件に関する問合せは、応募要領の公表後から応募の締切りまでの間、下記において受け付けます。なお、審査の経過、他の提案者に関する事項、審査に当たり特定の者にのみ有利となる事項等についてはお答えできません。また、これら以外の問合せについては、質問者が特定される情報等は伏せた上で、その質問及び回答内容を全て農林水産省農林水産技術会議事務局のホームページにて広く周知させていただきますので御了承ください。

記

【公募課題について】

公募研究課題アについて

農林水産技術会議事務局研究統括官(食料戦略・除染)室 担当者 前田、葉玉

TEL: 03-6744-2214FAX: 03-3502-4028

公募研究課題イ、ウについて

農林水産技術会議事務局研究統括官(食料戦略・除染)室 担当者 八田、葉玉

TEL: 03-6744-2214FAX: 03-3502-4028

公募研究課題エ、オについて

農林水産技術会議事務局研究統括官(食料戦略・除染)室 担当者 喜多、葉玉

TEL: 03-6744-2214FAX: 03-3502-4028

【契約締結について】

農林水産省農林水産技術会議事務局総務課契約班 担当者 江橋

TEL: 03-3502-7967 FAX: 03-5511-8622

【e-Rad について】

e-Rad ヘルプデスク

TEL: 0120-066-877 X1103-3455-8920

【その他応募要領全般について】

農林水産省農林水産技術会議事務局研究推進課企画班 担当者 一関、入山

TEL: 03-3502-7438FAX: 03-3593-2209

以上公示します。

平成26年1月17日

支出負担行為担当官 農林水産技術会議事務局長 雨 宮 宏 司